

「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」、「職業安定法施行令の一部を改正する政令案要綱」、「職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」及び「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針及び青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱」

厚生労働省発職 第 号
平成 年 月 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本 匠

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙1「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」、別紙2「職業安定法施行令の一部を改正する政令案要綱」、別紙3「職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」、別紙4「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針及び青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行

期日は、平成三十二年三月三十日とすること。

職業安定法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 職業安定法施行令の一部改正

職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号。以下「法」という。）第五条の五第一項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとすること。（第一条関係）

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四条、第五条、第十五条第一項及び第三項、第二十四条、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三十七条第一項及び第四項、第三十九条第一項、第二項、第五項、第七項及び第九項、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条の二（第一号に係る部分に限る。）、第六十四条の三第一項、第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項並びに第四百四十一条第三項の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）

二 法第五条の三第一項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第五条の四

(労働者の募集を行う者に係る部分に限る。)、第五条の五第三項、第三十六条、第三十九条(労働者の募集を行う者に係る部分に限る。)、第四十条、第四十二条の三において読み替えて準用する法第二十条(労働者の募集を行う者に係る部分に限る。))並びに第五十一条(労働者の募集を行う者に係る部分に限る。)の規定

三 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第四条第一項の規定

四 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定(これらの規定を労働者派遣法第四十七条の二の規定により適用する場合を含む。)

五 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六条第一項、第十条(同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。)、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十六条の八第一項(同法第十六条の九第一項において準用する場合を含む。)、第十六条の十、第十七条第一項(同法第十八条第一項

において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第十九条第一項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十五条、第二十六条及び第五十二条の四第二項（同法第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定を労働者派遣法第四十七条の三の規定により適用する場合を含む。）

第二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年三月三十日）から施行すること。

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 職業安定法施行規則の一部改正

一 求人者の申込みを受理しないことができる場合

職業安定法（以下「法」という。）第五条の五第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとすること。（第四条の三第三項関係）

1 求人者が職業安定法施行令（以下「令」という。）第一条に掲げる労働基準法及び最低賃金法の規定に違反する行為（労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この1において「違反行為」という。）をした場合であつて、

法第五条の五第二項の規定による報告の求め（以下「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合

- (一) 求人者の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（二）において「同一違反行為」という。）をしたことが

ある場合その他当該違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。）。

(二) 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法第二百三条第一項（同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）及び第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付（以下「送致等」という。）が行われ、その旨の公表が行われた場合であつて、次のいずれかに該当すること。

(1) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日までの期間（以下「経過期間」という。）が六月を超えるときに限る。）であつて、求人者の申込みの時に於いて、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。

(2) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、経過期間が六月を超えない

ときに限る。)であつて、求人者の申込みの時に於いて、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。

(3) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。)又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であつて、求人者の申込みの時に於いて、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと。

2 求人者が令第一条に掲げる法の規定に違反する行為(以下この2において「違反行為」という。)をし、法第四十八条の三第三項の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

(一) 求人者の申込みの時に於いて、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

(二) 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に

違反する行為（以下この(二)において「同一違反行為」という。）を行った場合であつて、求人者の申込みの時に於いて、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

3

求人者が令第一条に掲げる雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定に違反する行為（以下この3において「違反行為」という。）をし、同法第三十条の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

(一) 求人者の申込みの時に於いて、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

(二) 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下この(二)において「同一違反行為」という。）を行った場合であつて、求人者の申込みの時に於いて、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及

ぼすおそれがあること。

4 求人者が令第一条に掲げる育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定に違反する行為（以下この4において「違反行為」という。）をし、同法第五十六条の二の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

(一) 求人者の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

(二) 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下この(二)において「同一違反行為」という。）を行った場合であつて、求人者の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年三月三十日）から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、その他所要の規定の整備を行うこと。

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針及び青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱

第一 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針の一部改正

職業紹介事業者における求人者の申込みの受理に関する事項として次の内容を追加すること。

1 職業紹介事業者は、原則として、求人者に対し、求人者の申込みが職業安定法第五条の五第一項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきこと。

2 職業紹介事業者は、求人への申込みが職業安定法第五条の五第一項各号のいずれかに該当することを
知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。

第二 適用期日等

一 この告示は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成三
十二年三月三十日）から適用するものとする。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。